

## 介護保険事業の取扱いについて

### 1. 協定項目の要旨・留意点

介護保険は、市町村が保険者となり、被保険者（住民）から保険料を徴収して運営している。各市町村で、介護サービスの基盤や事業計画が異なるため、保険料率にも違いがある。合併した場合は、ひとつの自治体として運営することになるので、取扱いの統一に向けた検討が必要である。介護サービスの内容は、各市町村の事業計画によって異なるため、整合性を図りながら新市での計画策定を行う。

### 2. 提案の理由

新市における一体性の確保、負担の公平性、財源確保等の視点で調整を行い、統一を図る。

### 3. 協定（協議）先進事例

広島県江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会（合併期日未定 新設合併）

- (1) 被保険者の資格管理等にかかる事務については、4町に相違ないため、現行のとおり新市へ引き継ぐ。
- (2) 要介護認定・用支援認定にかかわる事務については、現行のとおり新市へ引き継ぐ。
- (3) 保険給付にかかわる事務については、4町に相違がないので現行のとおりとし、新市に引き継ぐ。
- (4) 市町村介護保険計画の策定にかかわる事務については、新しい介護保険計画を新市で作成できるよう調整する。

香川県さぬき市（平成14年4月1日 新設合併）

- (1) 保険料については、介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し統一を図る。
- (2) 納期は、国民健康保険税の納期を考慮し、統一を図る。
- (3) 基金は、合併時に全額を持ち寄る。
- (4) 要介護認定事務、保険料督促手数料、給付費、給付に係る事務処理委託については、現行のとおりとする。
- (5) 低所得者利用者負担対策事業は、現行のとおりとする。
- (6) 介護保険事業計画策定事業については、事業計画を統一して策定し実施する。

香川県東かがわ市（平成15年4月1日 新設合併）

- (1) 被保険者の資格管理等に係る事務については、3町に相違がないため現行のとおりとする。
- (2) 要介護・要支援認定審査については、専任職員が行う直営との併用とし、委託料は当面現行のとおりとする。

- (3) 認定審査会については、大川地区広域行政振興整備事務組合の共同事務処理の調整内容による取扱いとする。
- (4) 保険給付に係る事務については、3町に相違がないため現行のとおりとする。
- (5) 短期入所サービスの振替利用制度については、受領委任払いとする。
- (6) 保健福祉事業に係る事務については、介護保険事業計画策定時に検討する。
- (7) 市町村介護保険事業計画の策定に係る事務については、平成14年度末までに3町を一体とした介護保険事業計画を策定し、新市に引き継ぐ。
- (8) 第1号被保険者の保険料の介護保険事業計画策定時に再算定し、平成15年度から新保険料を設定する。
- (9) 第1号被保険者の保険料の普通徴収納期については、現行のとおり国民健康保険税の納期と同一とする。
- (10) 会計等に係る事務については、3町に相違がないため現行のとおりとする。
- (11) 介護保険制度関連の他制度に係る事務については、3町に相違がないため現行のとおりとする。
- (12) 介護保険事業の事務処理システムについては、電算システムの調整内容による取扱いとする。

#### 4 参考法令等（条文等抜粋）

介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）

（市町村介護保険事業計画）

##### 第117条

- 1 市町村は、基本指針に即して3年ごとに、5年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
  - (2) 前号の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
  - (3) 指定居宅サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
  - (4) その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項
- 4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画、老人保険法（昭和57年法律第80号）第46条の18に規定する市町村老人保険計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会

国保介護分科会

協定項目	20 介護保険事業の取扱い									
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険料は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、第3次事業計画（平成18年度）から統一調整する。</li> <li>介護保険低所得者利用者負担軽減対策補助の内、ホームヘルプサービスの単独事業は新市に移行後、速やかに調整を図る。</li> <li>介護保険高額貸付事業は、基金額や要件に差異があり、合併時に、川内市の例により調整する。</li> </ul>									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針（案）
介護保険料(第1号被保険者分)賦課徴収	65歳以上の第1号被保険者世帯の住民記録情報と税情報との突合を行い、個人及び世帯の所得額等の把握を行う	65歳以上の第1号被保険者に対し、介護保険料を賦課する	介護保険制度の安定的な財政運営を図るため、第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料の賦課・徴収を行う	65歳以上の第1号被保険者に対し、介護保険料を賦課・徴収する	介護保険制度の安定的な財政運営を図るため、第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の介護保険料の賦課を行う	65歳以上の第1号被保険者に対し、介護保険料を賦課・徴収する	介護保険法に基づき保健を徴収し、介護保険事業の円滑な運営を行う	毎年度第1号被保険者について、それぞれの所得を把握し、村の保険料率の基準にあてはめ、個別の保険料を設定し賦課する	介護保険事業の安定的な財政運営を図るため、65歳以上の被保険者に対して賦課を行う	新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、第3次事業計画（平成18年度）から統一調整する。 ・介護保険料の納期・仮賦課の調整が必要である。 ・国保税との整合性を検討する。 ・甌島のサービス基盤の整備が必要である。
介護保険料の第3段階(基準額)	年 54,000円 月 4,500円	年 45,600円 月 3,800円	年 50,400円 月 4,200円	年 48,000円 月 4,000円	年 46,800円 月 3,900円	年 44,400円 月 3,700円	年 43,440円 月 3,620円	年 30,000円 月 2,500円	年 46,752円 月 3,896円	
対象者数(平成14年度)	15,802人	2,447人	2,028人	1,845人	1,654人	576人	905人	1,057人	297人	別紙参照
介護保険低所得者利用者負担軽減対策補助	国の特別対策による利用者負担の減免を行う ・法施行前の訪問介護利用者の利用者負担の軽減 ・社会福祉法人等による介護保険利用者負担の軽減	介護保険制度の導入に伴う利用者負担の激変緩和の観点から、利用者負担について軽減措置を講じることにより、訪問介護サービスの継続的な利用の促進を図る	介護保険制度の導入に伴う利用者負担の激変緩和の観点から、利用者負担について軽減措置を講じることにより、訪問介護サービスの継続的な利用の促進を図る	介護保険法に基づき利用者負担減免等措置事業を行い、介護保険事業の円滑な運営を図る	介護保険事業の導入に伴う負担の激変緩和を図る観点から、低所得者の利用負担について軽減措置を講じる	介護保険制度を円滑に運営するため、村が行う利用者負担減免等措置事業に要する経費に対し、補助金を申請する	介護保険制度を円滑に運営するため、村が行う利用者負担減免等措置事業に要する経費に対し、補助金を申請する	介護保険制度を円滑に運営するため、村が行う利用者負担減免等措置事業に要する経費に対し、補助金を申請する	介護保険制度を円滑に運営するため、村が行う利用者負担減免等措置事業に要する経費に対し、補助金を申請する	新市に移行後、速やかに調整する。 ・ホームヘルプサービスの単独事業の取扱いを調整する。 ・社会福祉法人の対象者の枠の拡大による要件基準の取扱いを調整する。
介護保険高額貸付事業	介護保険の円滑な運営のため、介護保険高額介護サービス費等の支払いに困る被保険者に貸付を行う 基金額10,000,000円	介護保険の円滑な運営のため、介護保険高額介護サービス費等の支払いに困る被保険者に貸付を行う 基金額 2,000,000円								合併時に、川内市の例により調整する。 ・基金額や貸し付け要件について、差異があり調整が必要である。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会

国保介護分科会

協定項目	20 介護保険事業の取扱い									
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険事業計画の策定・見直し関係事務は、介護保険料の額を調整し、合併時に、新たな制度等を制定する。</li> <li>介護保険財政調整安定化基金については、基金の借入額や償還年限が異なっているが、現行のまま新市に引き継ぐ。</li> <li>介護保険基金関係事務は、現行のまま新市に引き継ぐ。</li> </ul>									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
介護保険事業計画の策定・見直し関係事務	3年毎に介護保険事業計画を見直し、次期介護保険事業計画を策定するとともに、次期介護保険料基準額を策定する	介護保険事業の円滑な実施のために、介護サービスの供給体制・サービスの種類ごとの量の見込み等について、5年を1期とした事業計画を3年毎に作成する。あわせて介護保険料の見直しを行う	3年毎に介護保険事業計画を見直し、次期介護保険事業計画を策定するとともに、保険料額の見直しを行う。	3年毎に介護保険事業計画を見直し、次期介護保険事業計画を策定するとともに、次期介護保険料基準額を策定する	介護保険の円滑な運営のため、介護保険給付の目標量の設定や、保険料の見直し等を行う	3年毎に介護保険事業計画を見直し、次期介護保険事業計画を策定するとともに、保険料額の見直しを行う	介護保険の円滑な運営のため、介護保険給付の目標量の設定や、保険料の見直し等を行うため3年ごとに計画を見直す	介護サービスの基盤を整備し充実させていくために、国の基本指針に基づき、サービスの確保・円滑な提供等についての介護保険事業計画を3年ごとに5年を1期として策定している	介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、3年ごとに5年を1期とした事業計画書の策定と次期介護保険料基準額の設定を行う	合併時に、新たに制度等を制定する。
介護保険財政安定化基金関係事務	介護保険の財政の安定化を図るため、県財政安定化基金へ標準給付費の法定割合に基づき拠出する通常の努力を行ってもなおお生じる保険料未納や給付費の見込み誤り等に起因する財政不足が生じた場合、県財政安定化基金から当該財政不足額を借り入れる  平成14年度末 財政安定化基金借入額 179,340,000円	介護保険財政不足になった場合、基金の交付・貸付を受けることができるよう県介護保険財政安定化基金を設置する通常の努力を行ってもなおお生じる保険料未納や給付費の見込み誤り等に起因する財政不足が生じた場合、県財政安定化基金から当該財政不足額を借り入れる  平成14年度末 財政安定化基金借入額 0円	介護保険財政不足になった場合、基金の交付・貸付を受けることができるよう県介護保険財政安定化基金を設置する通常の努力を行ってもなおお生じる保険料未納や給付費の見込み誤り等に起因する財政不足が生じた場合、県財政安定化基金から当該財政不足額を借り入れる  平成14年度末 財政安定化基金借入額 10,000,000円	介護保険財政不足になった場合、基金の交付・貸付を受けることができるよう県介護保険財政安定化基金を設置する通常の努力を行ってもなおお生じる保険料未納や給付費の見込み誤り等に起因する財政不足が生じた場合、県財政安定化基金から当該財政不足額を借り入れる  平成14年度末 財政安定化基金借入額 20,654,000円	介護保険財政を安定的に運営し介護保険事業の円滑な実施を図り、その他の一般会計からの繰り入れを回避するため県に財政安定化基金を設置する介護給付費の見込みを上回る増大等により財政収支の不均衡が生じたため、当該不足額について資金の貸し付けを受ける  平成14年度末 財政安定化基金借入額 17,022,000円	介護保険法に基づき県介護保険財政安定化基金を設置し、介護保険財政の安定化を資するため、必要に応じて基金の借り入れをする  平成14年度末 財政安定化基金借入額 7,980,000円	介護保険法に基づき保険料の未納や、当初想定できない給付費の増等の起因する財政不足について介護保険財政を安定的に運営するために県に財政安定化基金を設置し、資金の貸付・交付を行い事業の円滑な実施を図る  平成14年度末 財政安定化基金借入額 0円	介護給付費の予想を上回る伸びや、通常の保険料徴収努力を行ってもなおお生じる保険料未納の赤字については、県に設置された「財政安定化基金」から、資金の交付・貸付を受ける  平成14年度末 財政安定化基金借入額 0円	介護保険安定化に資するため、介護保険法に基づき県介護保険財政安定化基金を設置する通常の努力を行ってもなおお生じる保険料未納や、当初想定できなかった給付費の増等に起因する財政不足について、一般会計から繰り入れを行うことなく、介護保険財政を安定的に運営するため、県に財政安定化基金を設置し、資金の貸付・交付が行われる  平成14年度末 財政安定化基金借入額 0円	現行のまま新市に引き継ぐ。 ・基金の借入額が異なる。 ・基金の償還年限が異なる。
介護保険基金関係事務	介護保険事業特別会計において剰余金が生じた場合に、剰余金を介護給付費準備基金として積み立てる  平成14年度末 介護給付費準備基金保有額 2,001,000円	介護保険事業特別会計において剰余金が生じた場合に、剰余金を介護給付費準備基金として積み立てる  平成14年度末 介護給付費準備基金保有額 1,807,000円	介護保険事業特別会計において剰余金が生じた場合に、剰余金を介護給付費準備基金として積み立てる  平成14年度末 介護給付費準備基金保有額 0円	介護保険事業特別会計において剰余金が生じた場合に、剰余金を介護給付費準備基金として積み立てる  平成14年度末 介護給付費準備基金保有額 0円	介護保険事業特別会計において剰余金が生じた場合に、剰余金を介護給付費準備基金として積み立てる  平成14年度末 介護給付費準備基金保有額 0円	介護保険事業特別会計において剰余金が生じた場合に、剰余金を介護給付費準備基金として積み立てる  平成14年度末 介護給付費準備基金保有額 5,418,503円	介護保険事業特別会計において剰余金が生じた場合に、剰余金を介護給付費準備基金として積み立てる  平成14年度末 介護給付費準備基金保有額 0円	介護保険の保険給付又は保健福祉事業の費用に不足を生じた場合の支払に充てるため、介護給付費準備基金として積み立てる  平成14年度末 介護給付費準備基金保有額 16,229,000円	介護保険事業特別会計において剰余金が生じた場合に、剰余金を介護給付費準備基金として積み立てる  平成14年度末 介護給付費準備基金保有額 2,000,000円	現行のまま新市に引き継ぐ。